

夙川学院短期大学学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として、児童教育学に関する実的な専門の学芸を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。

2 児童教育学における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

学科名称

(学科) 児童教育学科